

前 金	部分払い
<input checked="" type="radio"/> 有      無	0 回

令和5年度消通第1-1号  
消防指令業務共同運用実施設計業務委託

設計書

津市消防本部通信指令課

# 委 託 設 計 書

業 務 名	令和5年度消通第1-1号 消防指令業務共同運用実施設計業務委託
業務場所	津市19箇所、鈴鹿市9箇所、亀山市6箇所
設計金額	¥ — (内消費税相当額 円)
委託期間	契約日から令和6年3月15日まで

## 委 託 の 大 要

消防指令システム設計業務委託 一式

消防救急デジタル無線設計業務委託 一式

通信指令課 決裁	消防次長	参事(兼)課長	情報管理副参事	担当主幹	担当副主幹	担当	設計者
消防総務課 合議		参事(兼)課長		担当主幹	担当副主幹	担当	
営繕課 合議		参事	営繕課	調整担当主幹	担当主幹	担当	担当

## 内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
本業務委託費				1	式	——	——	
	業務原価							
		直接原価						
			直接人件費	1	式	——	——	
			実施設計	1	式	——		第1号明細表のとおり
			打合せ協議	1	式	——		第2号明細表のとおり
			計 (直接人件費)					
			直接経費	1	式	——		第3号明細表のとおり
		計 (直接原価)						
		その他原価		1	式	——		
	計 (業務原価)							
	一般管理費等			1	式	——		
	計 (業務価格)							
	消費税等相当額			1	式	——		
本業務委託費 計								

## 第 1 号 明 細 表

工 種	種 目	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
実施設計				1	式	——	——	
	消防指令システム設計			1	式	——		第1号単価表
	消防救急デジタル無線設計			1	式	——		第2号単価表
	計							

## 第 2 号 明 細 表

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
打合せ協議				1	式	——	——	
	設計協議			1	式	——		第3号単価表
	計							

第 3 号 明 細 表

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
直接経費				1	式	——	——	
	旅費交通費			1	式	——		
	電子成果品作成費			1	式	——		
	計							

# 単 価 表

第 1 号

工 種	種 目	材 料	形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	消防指令システム設計			1	式	——	——	
	主任技師				人			
	技師（A）				人			
	技師（B）				人			
	技師（C）				人			
	技術員				人			
	計							

# 単 価 表

第 2 号

工 種	種 目	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
	消防救急デジタル無線設計			1	式	——	——	
	主任技師				人			
	技師（A）				人			
	技師（B）				人			
	技師（C）				人			
	技術員				人			
	計							



# 単 価 表

第 3 号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数 量	单 位	単 価	金 額	摘 要
設計協議				1	式	—	—	
	主任技師				人			
	技師 (A)				人			
	技師 (B)				人			
	計							

設計業務内容内訳

① 消防指令システム詳細設計

(消防指令システム新設：1か所、消防指令システム撤去：3か所(撤去後の建築設計含む。)、各署所の設備新設・撤去(設備更新)：23か所)

No.	項目	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
1	現地調査(消防指令システム新設：1か所)					
2	現地調査(消防指令システム撤去：3か所)					
3	現地調査 (各署所の設備新設・撤去(設備更新)：23か所)					
4	消防指令システム新設詳細設計					
5	消防指令システム撤去詳細設計					
6	各署所の設備新設・撤去詳細設計					
7	仕様書作成					
8	図面作成					
9	数量					
10	報告書作成					
	合計					

② 消防救急デジタル無線詳細設計

(各基地局新設・撤去(設備更新)：10か所、基地局新設(三重県庁想定)：1か所)

No.	項目	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
1	現地調査 (各基地局新設・撤去(設備更新)：10か所)					
2	現地調査 (基地局新設(三重県庁想定)：1か所)					
3	消防救急デジタル無線詳細設計 各基地局新設・撤去(設備更新)					
4	消防救急デジタル無線詳細設計 基地局新設					
5	仕様書作成					
6	図面作成					
7	数量					
8	報告書作成					
	合計					

③ 打合せ協議

No.	項目	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
1	打合せ協議(1回目)					
2	打合せ協議(2回目)					
3	打合せ協議(3回目)					
4	打合せ協議(4回目)					
5	打合せ協議(5回目)					
	合計					

令和5年度消通第1－1号  
消防指令業務共同運用実施設計業務委託

発注仕様書

# 第1章 総則

## 1 業務名称

令和5年度消通第1-1号  
消防指令業務共同運用実施設計業務委託

## 2 総則

本仕様書は、津市消防本部（以下「発注者」という。）、鈴鹿市消防本部及び亀山市消防本部が、消防指令業務の共同運用を行うにあたっての実実施設計業務（以下「設計」という。）を受注業者（以下「受注者」という。）が実施する際の業務委託に関する諸条件を定めるものとする。

## 3 業務場所

別紙1のとおりとする。

## 4 履行期間

契約の日から令和6年3月15日まで

## 5 管理技術者等資格要件

委託業務の実施にあたり、受注者は以下の要件を満たすものとする。

- (1) 受注者は、過去10年以内に官公庁において高機能消防指令システム（Ⅱ型以上）及び消防救急デジタル無線の実実施設計の実績があること。
- (2) 受注者は、建設コンサルタント登録（電気電子部門）に登録されていること。
- (3) 受注者は、一級建築事務所登録があること。
- (4) 受注者は、消防指令業務共同運用（3消防本部以上）に係る基本設計（調査業務）又は実施設計の実績があること。ただし調達支援業務は含まない。
- (5) 技術士（電気電子部門）、技術管理者（電気電子部門）又はRCCM（電気電子部門）のいずれかの資格を持つ技術者が2人以上在籍していること。
- (6) 本業務の管理技術者及び照査技術者として上記資格のいずれかを保有しているものを選定できること。

## 6 関係法令等

受注者は、委託業務の遂行にあたり、本仕様書のほか、次の法令及び規格等を遵守しなければならない。

- (1) 電波法、同法関連規則及び告示
- (2) 有線電気通信法
- (3) 電気通信事業法
- (4) 電波法関係審査基準
- (5) 建築基準法及び同法施行令
- (6) 消防救急デジタル無線共通仕様書 第1版（平成21年9月）（総務省消防庁）
- (7) 緊急消防援助隊の出動その他消防の応援等に関する情報通信システムのうち、消防救急デジタル無線通信システムに係るものの仕様を定める件（平成21年6月4日消防庁告示第13号）
- (8) 消防指令システムー消防救急無線間共通インタフェース仕様 TS-1023
- (9) 消防救急デジタル無線システムに係る設計・整備マニュアル
- (10) 通信鉄塔設計要領・同解説（建設電気技術協会）
- (11) 建築基準法同施行令及び国土交通省告示
- (12) 日本産業規格（JIS）（日本規格協会）
- (13) 日本電気規格調査会基準規格（JEC）
- (14) 日本技術標準規格（JES）
- (15) 日本電気協会電気技術規定（JEAC）

- (16) 電気情報技術産業企画（J E I T A）
- (17) 電波産業会（A R I B）における標準規格
- (18) 建築工事設計図書作成基準
- (19) 公共建築数量積算基準
- (20) 建築設備工事設計図書作成基準
- (21) 公共建築設備数量積算基準
- (22) 津市、鈴鹿市、亀山市及び三重県関係条例等諸規定
- (23) その他、本業務の実施にあたり必要な関連法令

## 7 一般事項

### (1) 技術者の配置

受注者は、本業務について内容を十分把握し、工程管理、品質管理、技術指導等に対し責任を持って行う管理技術者及び本業務の高い質を確保し遺漏なき照査を実施するため照査技術者を配置すること。

### (2) 業務の適正実施

受注者は、本業務の履行に際しては発注者の担当職員と綿密な連絡を取りながら効率的かつ迅速・適正に実施すること。また、関係官庁機関の施設等に立ち入る場合は、受注者の申請により発注者がその手続きを行う。

### (3) 協議事項の了承

受注者は、委託業務に関する協議事項及び打ち合わせ事項については、原則として発注者の了承を受けなければならない。ただし、急を要するもの又は軽微なものについては、この限りではないが、後日速やかに発注者に報告するものとする。

### (4) 指示等の方法

本仕様書に関する指示又は承認事項は、文書等（電子メール等の手段を含む。）により行うものとする。

### (5) 機材等の負担

委託業務に必要な機材等は、受注者の負担とし、発注者からの支給及び貸与は原則として行わない。

### (6) 事項の補足等

本仕様書に明記されていない事項であっても、委託業務上当然行われなければならない事項と認められるものについては、受注者において補足又は補填すること。

### (7) 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

### (8) 秘密の保持

受注者（受注者の委託先含む。）は、本契約に関して、発注者及び対象消防本部が開示した情報（公知の情報等を除く。以下同じ。）及び契約履行過程で生じた成果物等に関する情報を本契約の目的以外に使用若しくは漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講じなければならない。

### (9) 公益確保の責務

受注者（受注者の委託先含む。）は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

### (10) 経費の負担

受注者の本業務遂行に必要な人件費、旅費、通信運搬費及び印刷製本費等の一切の経費は、受注者が負担するものとする。

### (11) 安全管理

受注者は、本業務の遂行にあたり安全管理を怠らず、労働災害の防止に努めなければならない。

### (12) 資料作成等

東海総合通信局、鈴鹿市消防本部、亀山市消防本部及びその他関係機関との協議及び質疑等についての資料を作成するとともに、必要に応じて同行し対応すること。

これらに係る費用は、受注者の負担とする。

- (13) 意見招請  
機器等の調達の競争性を確保するため、意見招請（R F C）を行うこと。これらに係る費用は、受注者の負担とする。
- (14) 疑義等  
本仕様書に疑義が生じた場合及び記載のない事項等の取り扱いについては、その都度、発注者受注者協議の上で決定するものとする。

## 8 計画概要

計画概要は以下のとおりとする。ただし、本設計の中で設備内容が変更となる可能性がある。

- (1) 消防指令システム
  - 1) 指令装置
    - ア 指令台
    - イ 自動出動指定装置
      - (ア) 制御処理装置
      - (イ) ディスプレイ
    - ウ 地図等検索装置
      - (ア) 地図等検索装置
      - (イ) 地図用ディスプレイ
      - (ウ) 地図データ
    - エ 多目的情報装置
    - オ 長時間録音装置
    - カ 非常用指令設備
    - キ 指令制御装置
    - ク 携帯 I P 電話受信転送装置
    - ケ プリンタ
    - コ カラープリンタ
    - サ スキャナ
    - シ 署所端末装置
    - ス 無線バックアップ受令機
    - セ 駆け込み通報装置
    - ソ パトライト
    - タ 支援情報表示装置
    - チ 手書きメモ装置
    - ツ データ修正装置
  - 2) 指揮台
    - ア 指揮台
    - イ 自動出動指定装置
    - ウ 地図等検索装置
    - エ 多目的情報装置
    - オ パトライト
    - カ 支援情報表示装置
    - キ 手書きメモ装置
  - 3) 表示盤
    - ア 車両運用表示盤
    - イ 支援情報表示盤
    - ウ 多目的情報表示盤
    - エ 映像制御装置
    - オ 署所車両表示盤
  - 4) 無線統制台
    - ア 無線統制台
  - 5) 指令電送装置

- ア 指令情報送信装置
- イ 指令情報出力装置
- 6) 気象情報収集装置
- 7) 災害状況等自動案内装置
- 8) 順次指令装置
- 9) 音声合成装置
- 10) 出動車両運用管理装置
  - ア 管理装置
  - イ 車両運用端末装置（100台以上）
    - (ア) III型：動態登録端末、GPS位置管理、ナビゲーション機能
    - (イ) 260MHz消防救急デジタル無線アダプタ
    - (ウ) LTEアダプタ
  - ウ 車外設定端末装置
- 11) システム監視装置
- 12) 署所端末電源監視装置
- 13) 電源設備
  - ア 無停電電源装置（UPS 本部用・署所用）
  - イ 直流電源装置（DC48系）
  - ウ 非常用発動発電機（指令センター用・署所用）
- 14) 統合型位置情報受信システム
- 15) 消防用高所監視施設
  - ア 高所カメラ装置（6.2倍）
- 16) 情報共有装置
- 17) バックアップ指令装置
  - ア バックアップ拠点用設備
- 18) 消防OAシステム
  - ア サーバー装置
  - イ クライアント端末（デスクトップ型）
  - ウ クライアント端末（ノート型）
  - エ 消防OAパッケージソフト
  - オ カラープリンタ
  - カ スキャナ
  - キ ネットワーク機器
  - ク 支援連携サーバー
  - ケ 査察用タブレット
- 19) NET119通報受信装置
- 20) 映像通報受信装置
- 21) メール119通報受信装置
- 22) 外国語対応
- 23) 119FAX受信装置
- 24) 署所監視カメラ
- 25) 指揮隊端末
- 26) 配線架台
- 27) 避雷装置
  - ア 高速電源避雷器（本部・署所用）
  - イ 高速回線避雷器（本部・署所用）
- 28) 鈴鹿消防向けサイレン連動
- 29) 3市消防専用グループウェア
- 30) 3市消防専用ファイルサーバ
- 31) ネットワーク機器（消防イントラネット含む）
  - ア L2スイッチ、L3スイッチ
  - イ ルータ

- ウ メディアコンバータ
- エ ネットワーク監視装置
- 32) 構内自動交換設備
  - ア 津市消防本部
  - イ 鈴鹿市消防本部
  - ウ 亀山市消防本部
- 33) 付属品・予備品

(2) 消防救急デジタル無線

- 1) 無線設備
  - ア 管理監視制御卓
  - イ 無線回線制御装置
  - ウ 遠隔制御装置
  - エ 基地局無線装置（活動波）
    - (ア) 津市消防本部久居消防署基地局
    - (イ) 津市消防本部中消防署（三重県庁）基地局
    - (ウ) 大洞基地局
    - (エ) 下之川基地局
    - (オ) 太郎生基地局
    - (カ) 鈴鹿市消防本部・鈴鹿市中央消防署基地局
    - (キ) 住吉基地局
    - (ク) 亀山市消防本部・亀山消防署基地局
    - (ケ) 加太前進基地局
    - (コ) 亀山消防署北東分署基地局
  - オ 共通波接続
  - カ 局舎内監視webcamシステム
  - キ 移動局無線装置
    - (ア) 署所端末用受令機
    - (イ) 受信用空中線（署所用）
    - (ウ) 可搬型無線装置
    - (エ) 車載無線装置
    - (オ) 携帯無線装置
    - (カ) 署活動用無線装置
  - ク 亀山消防向け消防無線サイレン（親局、子局）
  - ケ 消防団用無線機（簡易デジタル無線機）
  - コ その他、発注者が指示する装置等

9 検査

発注者は、受注者の管理技術者の立会いのうえ、業務等成果品の検査を行うものとする。

10 再委託等の禁止

受注者は、委託業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- (1) 受注者は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により発注者の承諾を得なければならない。
- (2) 発注者は、受注者に対して、委託業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号、又は名称、その他必要な事項の通知を請求することができる。

11 設計業務範囲

業務範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 津市、鈴鹿市、亀山市消防本部内 指令室・機械室・各課
- (2) 津市、鈴鹿市、亀山市消防本部の消防署・分署所の設備設置箇所
- (3) 津市、鈴鹿市、亀山市消防本部及び消防署・分署所間を接続するイントラネット



## 設備

- (4) 消防指令システム構築検討、設計
- (5) 消防救急デジタル無線システム更新設計（電波伝搬調査含む）
- (6) 既指令システム等のデータ移行検討
- (7) 移設機器の設置設計
- (8) 津市、鈴鹿市、亀山市消防本部の新設、既設指令室、付帯施設の建築改修設計
- (9) 三重県庁

## 12 留意事項

- (1) 契約書および本仕様書に従い、誠実に設計に係る業務を遂行すること。
- (2) 設計においては、通信指令室の運用およびランニングコストを十分考慮し、汎用的な仕様であること。
- (3) 通信指令室および機械室等の附帯スペースについては、スペース、各種配線、居住性指令員動線、セキュリティ等を考慮したものであること。
- (4) 発注者が上記に違反すると認めた場合は、契約の不履行として発注者が定める処分に従うものとする。

## 13 貸与資料

- (1) 発注者は、設計を委託するにあたり、必要な資料を受注者に貸与するものとする。
- (2) 受注者は、貸与された図面およびその他の関係資料については、管理責任者を定め適正な管理の下に取扱い、損傷してはならない。
- (3) 受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要が無くなった場合は直ちに、発注者に返却するものとする。
- (4) 受注者は、守秘義務が求められる資料について複製してはならない。
- (5) 受注者は、貸与品について、借用品目・数量・借用期間および借用責任者を明記した借用書を提出するものとする。

## 14 個人情報の保護

受注者は、本業務で個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法令を遵守すること。

## 15 業務内容

### 消防指令システム整備検討

- (1) 消防指令システム設備設計
  - ア 設計計画
  - イ 設計条件の確認
  - ウ 現地調査
  - エ 消防指令システム設計
  - オ 材料計算
  - カ 設計図
  - キ 設計書
- (2) 消防救急デジタル無線設備設計
  - ア 設計計画
  - イ 設計条件の確認
  - ウ 現地調査
  - エ 電波伝搬調査
  - オ 消防救急デジタル無線設計
  - カ 材料計算
  - キ 設計図
  - ク 設計書
- (3) 資料作成
  - ア 打合せ資料作成

イ その他、発注者の指示するもの

16 諸手続き

現地調査にあたり、手続きの必要な地域、施設および建物に立ち入る必要がある場合は、受注者は、事前に発注者と協議のうえ、所定の手続きを行うこと。

17 制限事項

受注者は、発注者が承諾した業務以外の業務を再委託してはならない。ただし、印刷・製本等の軽微な業務についてはこの限りではない。

18 打合せ協議

本業務の発注者、受注者との打合せ協議は次のとおりとし、担当技術者は必ず出席すること。

また、発注者の理解および了解を得たうえで、次の工程に進むものとし、その都度議事録を作成し発注者の承認を得ること。

打合せは対面方式を原則とするが、電話・電子メール・Web会議システム等を活用し、常に連絡を密としながら実施すること。

- (1) 当初（1回）：作業方法、日程等打合せ
- (2) 中間時（3回）：各種検討の中間報告・協議等、関係部署との打合せを含む
- (3) 最終（1回）：最終成果の報告

19 提出書類

受注者は、契約締結時に以下の書類を提出し、発注者の承認を得るものとする。

- (1) 業務計画書
- (2) 管理技術者・照査技術者通知書
- (3) 担当技術者通知書
- (4) その他、発注者が指示する書類

20 業務計画書

受注者は、契約締結後以下の書類を提出し、発注者の承認を得るものとする。

- (1) 業務計画書
  - ア 業務概要
  - イ 業務工程
  - ウ 打合せ計画
  - エ 成果物の内容および部数
  - オ 使用する主な図書および基準
  - カ 連絡体制（緊急時含む）
  - キ その他

21 成果物の装丁等

成果物の装丁等は以下のとおりとする。

- (1) 報告書のサイズはA4版とし、表紙には年度および委託業務名を記載すること。
- (2) 提出先は、津市消防本部とする。

22 その他

本業務の実施により作成した成果物の瑕疵対応期間は、業務完了後1年間とする。この期間内に設計内容に誤りが発見された場合には、無償でその対応を行うこと。

## 第2章 調査仕様

### 1 計画準備

- (1) 作業に先立ち、過年度検討資料等により発注者の現状業務運用状況の確認を行うとともに作業に使用する各種資料の収集・整理を行うものとする。
- (2) 作業員の配置、作業スケジュールの設定を行い、発注者の承認を得るものとする。
- (3) 調査の実施に当たっては、調査の目的、調査場所の利用目的等を十分認識し、予定される機器の設置場所、電源の確保、施工上の課題等を把握するとともに周辺環境にも十分留意するものとする。

### 2 調査対象場所

調査の対象場所は、別紙1に示す津市、鈴鹿市、亀山市消防本部及び各署所並びに消防救急デジタル無線設備（基地局等）設置箇所とする。

## 第3章 消防指令システム整備設計仕様

### 1 設計条件

- (1) 新消防指令システムの設置場所については、以下とする。
  - ア 津市消防本部 3階 現救急研修室
- (2) 過年度業務で行ったアンケート、ヒアリング結果を踏まえたシステム設計を行うこと。
- (3) 消防指令業務共同運用としての運用形態を発注者からヒアリングを行い、内容を十分に把握した上で、指令システムへの機能実装を検討、設計すること。
- (4) 停電時における電源のバックアップについて既存回路の見直しを含む設計を行うこと。
- (5) 消防救急デジタル無線システムとの連携を行い、互いの能力が最大限発揮できるシステム構成を検討すること。
- (6) 共通波設備と新消防指令システムとの接続を検討、設計すること。
- (7) 新消防指令システムへの切替工程を考慮し、既設設備との並行稼働が可能となる機器配置、機器更新手順を検討すること。
- (8) 各場所の既設消防指令システム及び関連設備の移設、撤去設計を行うこと。
- (9) 最新技術動向を踏まえ適宜システム設計に反映すること。
- (10) 施工性、経済性、耐久性、美観および環境等を考慮すること。
- (11) 施設の耐震、耐風および耐雷について考慮すること。
- (12) 以下の建築改修設計を行うこと。
  - ア 津市消防本部 3階 新設指令室、仮眠室、事務室（休憩室）  
2階 通信指令室（撤去復旧）
  - イ 鈴鹿市消防本部 4階 情報指令室（撤去復旧）
  - ウ 亀山市消防本部 2階 通信指令室（撤去復旧）

## 第4章 消防救急デジタル無線設計仕様

### 1 設計条件

- (1) 基地局の設置場所については、原則既設基地局とするが、津市消防本部中消防署基地局については、三重県庁へ移設設計を行う。
- (2) 過年度業務で行ったアンケート、ヒアリング結果を踏まえたシステム設計を行うこと。
- (3) 消防指令業務共同運用後の無線運用形態を発注者からヒアリングを行い、内容を十分に把握した上で、消防救急デジタル無線システムの回線構成、機能実装を検討、設計すること。

- (4) 既設基地局の付帯設備（局舎、空中線柱等）は原則として既設流用とするが、現地調査結果により著しい劣化などが認められた場合はその内容を報告し、更新設計として見込むこと。
- (5) 新消防指令システムへの切替工程を考慮し、既設設備との並行稼働が可能となる機器配置、機器更新手順を検討すること。
- (6) 空中線の取り付け方法及び空中線取り付け場所については、原則既設消防救急デジタル無線設備と同様として設計すること。
- (7) 空中柱の強度計算が必要となる場合は、空中線柱の形式、空中線高さ、搭載物等を整理し、強度計算を行うこと。
- (8) 施工性、経済性、耐久性、美観および環境等を考慮すること。
- (9) 施設の耐震、耐風および耐雷について考慮すること。
- (10) 東海総合通信局と行う消防・救急無線局の無線局免許手続き事務に必要な資料作成に協力するとともに、必要に応じて東海総合通信局への相談に同行すること。

## 2 机上シミュレーション

実測調査に先立ち、各基地局の発受信状況の机上シミュレーションを実施し、その結果に基づき概略の電波伝搬状況を確認すること。

また、各消防本部の管轄区域内の発受信状況（不感地帯の確認を含む。）のみならず、他消防本部の管轄区域等への電波の飛び出しについても確認すること。

なお、机上シミュレーションの結果から不感地帯をカバーできないと判断される場合には、協議の上、必要に応じ基地局候補地を追加し机上シミュレーションを実施すること。

机上シミュレーションは、既存デジタル無線における発受信状況と比較して評価すること。

## 3 電波伝搬調査

### (1) 調査計画の立案

実測調査の実施に当たり、スケジュール、走行ルート、音声メリットの調査方法、使用する機材、調査手順、作業実施・連絡体制、安全管理方法等を検討し、実測調査計画を立案すること。

また、走行ルート及び音声メリットの調査方法は担当者と協議の上、実施すること。

なお、想定する実測調査の対象基地局は三重県庁基地局とするが対象基地局に変更が生ずる場合は、双方協議の上決定する。

### (2) 東海総合通信局との事前打合せ

設定した走行ルート、使用空中線案、無線機出力及び使用周波数について、東海総合通信局と伝搬調査の実施前に打合せを行うこと。

また、東海総合通信局から走行ルート等について要望、指示があった場合は、それらを実測調査に反映すること。

### (3) 実測調査

設定した走行ルートに基づき、基地局から移動局へ調査用電波を発射し、移動局側の受信機入力電圧、ビットエラーレート（BER）を連続データとして計測すること。音声メリットは、通信試験を行い計測すること。

### (4) 実測調査の整理

受信機入力電圧、BER、音声メリットの計測結果を地図上にデータ化して整理すること。

また、机上シミュレーション結果と実測調査結果を地図上に表示し、管轄区域内の全般的な発受信状況の評価するとともに、机上シミュレーション解析結果と実測調査結果が整合しない箇所や、既存デジタル無線（中消防署基地局）の発受信状況との相違等についての考察を行うこと。

## 第5章 共通設計仕様

### 1 発注仕様書（案）

- (1) 総則
- (2) 共通指定事項
- (3) システム概要
- (4) 装置の機能および性能
- (5) ソフトウェア仕様
- (6) 工事等に関する仕様

### 2 設計図面作成

以下について、撤去、移設、新設時の図面を作成するものとする。

原図には、A2判のトレーシングペーパーを用い、1部提出すること。図面の大きさは発注者の指示による。またA2（2部）・A3（1部）判普通紙にて複写を提出すること。

- (1) 通信指令室・基地局機器配置図
- (2) 通信指令室・基地局配管配線系統図、敷設図
- (3) 通信指令室・基地局電源・通信系統図、敷設図
- (4) 署所設備機器配置図
- (5) 署所配線系統図
- (6) 署所電源系統図
- (7) システムネットワーク構成図
- (8) 建築設計図（改修図、撤去復旧図）
- (9) その他必要図面

### 3 設計書の作成

設計書の作成に当たっては、津市、鈴鹿市、亀山市における按分表の作成も行うこと。

- (1) 単価見積書
- (2) 数量積算書
- (3) 整備費用積算書（労務費・諸経費含む）

### 4 整備費用およびランニングコスト

整備費用の積算においては、積算基準等に基づき算出し、又は刊行物掲載価格、見積価格等を参考にして、適正に算出すること。

採用する単価について一覧表を作成し、発注者の承諾を得ること。

見積先は3者以上とし発注者の承諾を得ること。また、比較表を作成し見積額を整理すること。

また、ランニングコストについても試算すること。

### 5 成果品図書および提出部数

成果物の図書およびその提出部数は以下のとおりとする。

		納期
(1) 設計業務各種検討結果報告書（概要版含む）	4部	令和5年8月29日
(2) 整備費用概算積算書	4部	令和5年8月29日
(3) 概略工事工程表	4部	令和5年8月29日
(4) ランニングコスト算出書	4部	令和5年8月29日
(5) 発注仕様書（案）	4部	令和6年1月23日
(6) 設計図面	4部	令和6年1月23日
(7) 設計書（整備費用積算書）	4部	令和6年1月23日
(8) 数量積算書・採用単価表・見積比較表	4部	令和6年1月23日
(9) 計算書（強度、熱量、電源容量等）	4部	令和6年1月23日
(10) 打合せ議事録	4部	適宜

- |      |                   |    |           |
|------|-------------------|----|-----------|
| (11) | 設置計画書（東海総合通信局提出用） | 4部 | 適宜        |
| (12) | 監理業務仕様書（案）        | 4部 | 令和6年1月23日 |
| (13) | その他、発注者が必要とする書類   | 4部 | 適宜        |
| (14) | 上記の電子データ（CD-ROM等） | 4枚 | 適宜        |
- ※CADデータについては、JWCAD又はDXF変換形式

## 業務履行場所一覧

## ・消防指令システム

番号	名称	住所
1	津市消防本部・久居消防署	津市久居明神町2276
2	久居消防署南分署	津市雲出本郷町1631-10
3	久居消防署美里分署	津市美里町足坂901-2
4	久居消防署香良洲分遣所	津市香良洲町1878 津市香良洲庁舎内
5	中消防署	津市寿町14-20
6	中消防署西分署	津市一色町257
7	中消防署安濃分署	津市安濃町川西2097
8	北消防署	津市栗真中山町816-2
9	北消防署河芸分署	津市河芸町浜田808 津市河芸庁舎内
10	北消防署芸濃分署	津市芸濃町椋本6141-1 津市芸濃庁舎内
11	白山消防署	津市白山町南家城2761
12	白山消防署一志分署	津市一志町高野160-39
13	白山消防署美杉分署	津市美杉町奥津910-1
14	鈴鹿市消防本部・中央消防署	鈴鹿市飯野寺家町217-1
15	中央消防署東分署	鈴鹿市中箕田町1139-1
16	中央消防署西分署	鈴鹿市国府町3278-2
17	中央消防署鈴峰分署	鈴鹿市長澤町381
18	中央消防署北分署	鈴鹿市高塚町1451-65
19	南消防署	鈴鹿市白子四丁目16-5
20	南消防署天名分署	鈴鹿市御菌町5309
21	亀山市消防本部・亀山消防署	亀山市野村四丁目1-23
22	亀山消防署関分署	亀山市関町木崎37-1
23	亀山消防署北東分署	亀山市長明寺町842-1

## ・消防救急デジタル無線

番号	名称	住所
1	津市消防本部・久居消防署	津市久居明神町2276
2	中消防署	津市寿町14-20
3	下之川基地局	34° 33' 24" , 136° 20' 31"
4	太郎生基地局	34° 32' 04" , 136° 11' 37"
5	大洞基地局	34° 32' 00" , 136° 13' 34"
6	三重県庁	津市広明町13
7	鈴鹿市消防本部・中央消防署	鈴鹿市飯野寺家町217-1
8	住吉基地局	34° 51' 07" , 136° 32' 00"
9	亀山市消防本部・亀山消防署	亀山市野村四丁目1-23
10	亀山消防署北東分署	亀山市長明寺町842-1
11	加太前進基地局	34° 50' 26" , 136° 19' 15"



# 特記仕様書

<名札の例>

写 真	調 査 技 術 者
2cm×3cm 程度	氏 名 ○○ ○○
	件 名 ○○○○業務委託
	工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	社 名 ○○○○株式会社 印

**【現場の調査に関する事項】**

受注者は、現場の調査を行う技術者（下請負を含む）には氏名、業務名、期間、顔写真、受注会社名及び社印の入った名札を着用させること。

注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2) 印は所属会社の社印とする。

**【建築士法第24条の7に関する事項】**

契約締結前に建築士法第24条の7に基づく重要事項説明を行うこと。

**【建築士法第24条の8に関する事項】**

契約を締結したときは、建築士法第24条の8に基づく書面を交付すること。

**【前払い金に関する事項】**

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約金額の10分の3以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いをするものとする。

## 特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
暴力団等の不当介入の排除等	<p>本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。</p> <p>なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成27年津市訓第76号)において使用する用語の例による。</p> <p>1 受注者等の義務</p> <p>(1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。)は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。</p> <p>(2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。</p> <p>(3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。</p> <p>(4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。</p> <p>なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。</p> <p>2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置</p> <p>入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)に基づく指名停止措置を講じるものとする。</p> <p>また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。</p> <p>3 契約等の解除</p> <p>上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。</p>
配慮依頼事項	<p>本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。</p> <p>なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。</p> <p>1 下請契約又は再委託(一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。)が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。</p> <p>2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。</p> <p>3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。</p> <p>4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。</p>
津市公契約条例	<p>本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定める。</p> <p>なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例(津市条例第22号)(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。</p> <p>1 受注者等の責務</p> <p>(1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。</p> <p>(2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。</p> <p>(3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。</p> <p>(4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。</p> <p>(5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。</p> <p>(6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。</p> <p>2 公契約の解除等</p> <p>市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。</p> <p>(1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。</p> <p>(2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。</p> <p>(3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 特定公契約にあっては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。</p>

## 特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
労働環境の確保に係る誓約事項	<p>津市公契約条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。</p> <p>また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令(次項において単に「関係法令」という。)を遵守すること。</li> <li>2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)へ報告すること。</li> <li>3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。</li> <li>4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。</li> <li>5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。</li> <li>6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。</li> <li>7 市長等が行う施策に協力すること。</li> <li>8 労働報酬下限額の運用について             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 受注者は、運用対象契約(以下「対象契約」という。)の受注関係者(下請業者等)及び労働者(以下「対象労働者」という。)に、当該運用について周知を徹底するとともに、労働状況台帳を津市へ提出することについて、同意を得ること。</li> <li>(2) 対象契約について、受注関係者から労働環境の確保に係る誓約書を提出させること。</li> <li>(3) 対象労働者には労働報酬下限額以上の賃金を支払うこと。</li> <li>(4) 津市が指定する期日までに対象契約に係る労働状況台帳を提出すること。</li> <li>(5) 受注者は、受注関係者の労働環境の確保に係る誓約書、労働状況台帳及び個人事業主名簿を取りまとめ、津市が指定する期日までに提出すること。</li> <li>(6) (1)から(5)に掲げるもののほか、その他労働報酬下限額の運用に関して行う事務は、津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルに基づき、適切に履行すること。</li> <li>(7) 労働報酬下限額の運用に関する津市からの案内、通知及び指導には、誠実に対応すること。</li> </ol> </li> </ol>
新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等	<p>本業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、下記のとおり徹底を図るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 業務の円滑な履行確保を図る観点から、業務の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。</li> <li>2 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件(以下「三つの密」という。)が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いため、事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや食事・休憩など、多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。</li> <li>3 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について業務計画書に記載した上で履行することを前提とする。</li> <li>4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「業務の一時中止や履行期間の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。</li> <li>5 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者(以下「感染者等」という。)であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講ずること。 なお、感染者等であることが判明した場合は、本業務のみならず、受注者が本市と契約中の全ての業務について、一時中止の措置を行う場合がある。</li> <li>6 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者又は発注者は、履行条件、履行方法等に変更の必要があると認めるときは、津市設計業務等委託契約約款第19条(設計図書等の変更)の規定に基づき、発注者及び受注者が協議して、これを定めるものとする。この場合において必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料の変更の対象とするものとする。</li> </ol>

## 令和5年度津市労働報酬下限額

労働報酬下限額	977円
---------	------

ただし、契約期間中に三重県の最低賃金額が労働報酬下限額を超えた場合は、三重県の最低賃金を労働報酬下限額とする。